

## 第1章 総 則

（目 的）

第1条 この連合会は、農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づき、この連合会の会員たる農業共済組合がその行う共済事業によってその組合員に対して負う共済責任を相互に保険することを目的とする。

（名 称）

第2条 この連合会は、新潟県農業共済組合連合会という。

（区 域）

第3条 この連合会の区域は、新潟県の区域とする。

（事務所の所在地）

第4条 この連合会の事務所は、新潟市に置く。

（事 業）

第5条 この連合会は、会員たる組合（第9条に規定する「組合」をいう。）がその行う農作物共済、家畜共済、果樹共済（ぶどう、なし（支那なしの品種を除く。以下同じ。）、もも及びかきに係る収穫共済並びにぶどう、なし及びかきに係る樹体共済に限る。以下同じ。）、畑作物共済（大豆及びそばに係る畑作物共済に限る。以下同じ。）、園芸施設共済及び任意共済（建物共済及び農機具共済に限る。以下同じ。）によってその組合員に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行うものとする。

（事業年度）

第6条 この連合会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（公告の方法）

第7条 この連合会の公告は、この連合会の事務所の掲示板に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって会員に通知し又は新聞「新潟日報」若しくは「農業共済新聞」に掲載するものとする。

（残余財産の帰属）

第8条 この連合会が解散（法第91条第2項の合併（以下「特定合併」という。）、破産による解散及び法第65条第4項の権利義務の承継による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属先は、解散時まで、法第3条の農業共済団体又は国のうちから、総会の議決を経て指定するものとする。

## 第2章 組 織

### 第1節 会 員

（会員の資格）

第9条 この連合会の会員たる資格を有する者は、この連合会の区域の一部をその区域とする農業共済組合（以下「組合」という。）とする。

2 前項の組合は、全て、この連合会の会員となる。

（議 決 権）

第10条 この連合会の会員は、各一個の議決権を有する。

（会 員 名 簿）

第11条 この連合会に、次に掲げる事項を記載した会員名簿を備える。

(1) 会員の名称（その代表権を有する者の氏名を含む。）、住所及び次条第1項の規定による通知があったときはその場所

- (2) 加入の年月日
- (3) 共済目的の種類（家畜共済にあつては、法第144条第1項に規定する共済目的の種類、園芸施設共済にあつては共済目的をいう。以下同じ。）

（会員に対する通知又は催告）

第12条 この連合会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を通知したときは、その場所に宛ててするものとする。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（脱 退）

第13条 会員は、次に掲げる事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解 散

## 第2節 総 会

（理事の総会の招集）

第14条 理事は、毎事業年度1回4月又は5月に通常総会を招集する。

2 理事は、次の各号に掲げる場合には、総会を招集する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員が総会員の5分の1以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したとき。
- (3) 会員が、第38条第1項の規定により役員の変更を請求したとき。

3 理事は、前項第2号の請求があつたときは、その請求のあつた日から20日以内に総会を招集しなければならない。

（監事の総会の招集）

第15条 次の各号に掲げる場合には、監事が総会を招集する。

- (1) 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条第2項第2号若しくは第3号の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないとき。
- (2) 監事が、財産の状況又は業務の執行について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたとき。

（総会の議決事項）

第16条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業規程の変更
- (3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4) 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案
- (5) 借入金（一時借入金及び退職給与金施設転貸福祉貸付借入金を除く。）をする場合には、その方法、利息の利率及び償還方法
- (6) 任意共済に係る保険事業によって負う保険責任の全国農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）等への出再の方法
- (7) 農漁業保険審査会の審査の申立て
- (8) 役員報酬
- (9) 特定合併
- (10) 解散
- (11) 清算人の選任
- (12) 解散による財産処分の方法又は決算報告書の承認

（総会招集の通知）

第17条 総会の招集は、その会日から10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を会員に通知して行うものとする。

（議決事項の制限）

第18条 総会では、前条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、法令又はこの定款の規定により特別議決を要する事項を除き、緊急を要する事項及び軽微な事項については、この限りでない。

（定 足 数）

第19条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 前項に規定する会員の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず議事を開き議決することができる。ただし、第22条に規定する議決については、この限りでない。

（議 長）

第20条 議長は、総会において総会に出席した会員の代表者のうちから会員がこれを選任する。

2 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（普 通 議 決）

第21条 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（特 別 議 決）

第22条 第16条第1号、第9号及び第10号に掲げる事項に係る議決は、前条の規定にかかわらず、その議決権の3分の2以上の多数によるものとする。

（続行又は延期）

第23条 総会の会日は、総会の議決によりこれを続行し、又は延期することができる。

2 前項の規定により続行され、又は延期された総会には、第17条の規定を適用しない。

（書面又は代理人による議決権の行使）

第24条 会員は、総会において第17条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2 前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権を行おうとする会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、総会の会日の前日までにこの連合会に提出しなければならない。

4 代理人は、代理権を証する書面をこの連合会に提出しなければならない。

（議決権を有しない場合）

第25条 会員は、総会においてこの連合会と当該会員の関係について議決を行う場合においては、当該議決については議決権を有しない。

（議事録の作成）

第26条 総会においては、会議の議事録を作り、次に掲げる事項を記載し、これに議長及び議長の指名した出席者1人が署名又は記名押印するものとする。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 会員及びその議決権の総数並びに出席した会員及びその議決権の総数

(3) 議事の要領

(4) 議決した事項及び賛否の数

（書類の備置き及び閲覧）

第27条 理事は、定款、事業規程、総会の議事録及び会員名簿を事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第28条 理事は、通常総会の会日から1週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借

対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、かつ、これらを事務所に備えて置かなければならない。

- 2 会員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。
- 3 第1項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。
- 4 前項の監事の意見書は、これを記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものとする。）の添付をもって、監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、監事の意見書を添付したものと見なす。

（総会議事運営規則）

第29条 法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の議事の運営に関し必要な事項は、総会議事運営規則で定める。

- 2 前項の総会議事運営規則は、総会において定める。

### 第3節 役員及び職員

（役員の数）

第30条 この連合会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
- (2) 監事 3人

- 2 前項第1号の理事の定数のうち少なくとも5人は、会員たる農業共済組合の役員でなければならない。

（役員を選任）

第31条 役員は、附属書役員選任規程の定めるところにより、会員が総会において選任する。

（会長、副会長及び常務理事）

第32条 理事は、会長及び副会長各1人、又必要ある場合常務理事1人を互選するものとする。

- 2 会長は、この連合会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、常務理事は会長及び副会長を補佐してこの連合会の業務を掌理する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理し、又はその職務を行い、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行い、常務理事にも事故があるとき又は欠けたときは、理事の互選によりその職務を代理する者又はその職務を行う者1人を定める。

（理事会）

第33条 この連合会の事業の運営について、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決定する。

- (1) 業務を執行するための方針に関する事項
- (2) 総会の招集及びこれに付議すべき事項の決定
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 固定資産の取得又は処分に関する事項
- (5) 参事その他の職員の任免に関する基本的事項
- (6) 余裕金の運用に関する事項
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項（第16条の規定

により総会に付議すべき事項を除く。）

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議事は、理事の過半数でこれを決する。

3 理事会の議長は、会長とする。

4 前3項に規定するもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会運営規則で定める。

5 前項の理事会運営規則は、理事会において定める。

（監事の職務）

第35条 監事は、次の職務を行う。

(1) この連合会の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行につき不正の点があることを発見したときは、総会及び農林水産大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

2 監事は、少なくとも毎事業年度2回、前項第1号及び第2号の監査を行い、その結果につき総会及び理事会に報告し意見を述べなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、監査について必要な事項は監事監査規則で定める。

4 前項の監事監査規則は、監事が定め、総会の承認を受けるものとする。

（役員任期）

第36条 役員任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

2 定数の補充又は第38条第1項の規定による改選により就任した役員任期は、前項の規定にかかわらず、退任した役員残任期間とする。ただし、全員の改選により、就任した役員任期については、3年とし、就任の日から起算する。

3 役員数が、その定数を欠くに至った場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任の役員が就任するまで、なおその職務を行う。

第37条 役員は、その任期満了前に、附属書役員選任規程第5条第2号から第4号までに掲げる者となったときは、退任する。

（役員改選）

第38条 役員は、総会員の5分の1以上の請求により、任期中でも総会においてこれを改選することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は事業規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

3 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面をこの連合会に提出してしなければならない。

4 前項の規定による書面の提出があったときは、この連合会は、総会の会日から7日前までに、役員に対し、その書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

（役員義務及び責任）

第39条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業規程及び総会の議決を遵守し、この連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠ったときは、その役員は、この連合会に対して連帯して損害賠償の責任を負う。

3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責任を負う。重要な事項につき、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは不足金処理案に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

（役員兼職禁止）

第40条 理事は、監事又は職員と、監事は、理事又は職員と兼ねてはならない。

（監事の代表権）

第41条 この連合会が理事と契約するときは、監事がこの連合会を代表する。この連合会と理事との訴訟についても、また同様とする。

（役員報酬）

第42条 役員には報酬を支給する。

（参事その他の職員）

第43条 この連合会に参事その他の職員を置く。

2 参事の選任及び解任は、理事の過半数によって決する。

3 職員（参事を除く。）の任免は、会長が理事会の承認を得て行う。

4 参事は、理事会の決定により、この連合会の事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を理事に代わって行う権限を有する。

5 職員は、参事の指揮を受けて、この連合会の事務に従事する。

（参事の解任請求）

第44条 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 前項の規定による書面の提出があったときは、理事は、当該参事の解任の可否を決するものとする。

4 理事は、前項の可否を決する日の7日前までに当該参事に対して第2項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるものとする。

（職員の給与及び退職給与金）

第45条 職員に対する給与は、職員給与規則の定めるところによる。

2 職員が退職するときは、この連合会は、職員退職給与規則の定めるところにより、これらの者に対し、退職給与金を支給する。

3 この連合会は、前項の退職給与金に充てるため、同項の職員退職給与規則の定めるところにより、毎事業年度退職給付引当金を積み立てるものとする。

4 第1項の職員給与規則及び第2項の職員退職給与規則は、会長が理事会の承認を得て定め、更に総会の承認を受けるものとする。

（顧問）

第45条の2 この連合会に顧問を置く。

2 顧問は、学識経験を有する者のうちから会長が理事会の承認を得て委嘱する。

3 顧問には、総会の議決により報酬を支給する。

## 第3章 財 務

（勘定区分）

第46条 この連合会の会計は、次の勘定に区分して経理する。

(1) 農作物共済に関する勘定

(2) 家畜共済に関する勘定

(3) 果樹共済に関する勘定

(4) 畑作物共済に関する勘定

(5) 園芸施設共済に関する勘定

(6) 任意共済（農機具更新共済を除く。以下この章において同じ。）に関する勘定

(7) 農機具更新共済に関する勘定

(8) 業務の執行に要する経費に関する勘定

（支払備金の積立て）

第47条 この連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、支払備金として、次に掲げる金額の合計金額から政府及び全国連合会その他出再先から受けるべき再保険金及び

再保険料の返還金の合計金額に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

- (1) 保険金の支払又は保険料の返還をすべき場合であって、まだその金額が確定していないものがあるときは、これらの金額の見込額
- (2) 保険金の支払又は保険料の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、これらの金額

（責任準備金の積立て）

第48条 この連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌事業年度以降にわたる共済関係に係る保険事業について、それぞれ次に掲げる金額を積み立てるものとする。

- (1) 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済については、当該事業年度の保険料の額から政府に支払う再保険料の額及び保険金の仮渡額（政府から再保険金の概算払を受けた場合にあつては、当該仮渡額から再保険金の概算払の額を差し引いて得た金額）の合計金額を差し引いて得た金額
- (2) 家畜共済又は園芸施設共済については、当該事業年度の保険料の額から政府に支払う再保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額
- (3) 任意共済については、当該事業年度の保険料の額（当該保険料の額から全国連合会その他出再先の再保険に係る支払再保険料に充てられた額を除く。）のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額
- (4) 農機具更新共済については、前号に掲げるもののほか、当該事業年度の保険料のうち共済責任の終了又は満了に伴う減価共済金の支払に充てるための金額及びまだ経過しない共済責任に係る前納保険料がある場合はその金額

2 前項第2号又は第3号のまだ経過しない共済責任期間に対する金額は、当該共済責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まったものとみなして月割でこれを計算する。

3 第1項第4号の金額は、当該共済責任期間がその始期の属する月の16日から始まったものとみなして、共済責任期間中の予定利息を加味して計算する。

（不足金填補準備金の積立て）

第49条 この連合会は、不足金填補準備金として、第46条第1号から第7号までに掲げる勘定ごとに、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金の額の2分の1に相当する金額を積み立てるものとする。

（不足金填補準備金の保険金支払への充当）

第50条 この連合会は、第46条第1号から第7号までに掲げる勘定ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合には、当該勘定の不足金填補準備金をその支払に充てるものとする。

（特別積立金の積立て）

第51条 この連合会は、特別積立金として、第46条第1号から第7号までに掲げる勘定ごとに、毎事業年度の剰余金の額から不足金填補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を積み立てるものとする。

（特別積立金の取崩し）

第52条 この連合会は、第46条第1号から第7号までに掲げる勘定ごとに、保険金の支払に不足を生ずる場合であつて、当該勘定の不足金填補準備金をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を保険金の支払に充てるものとする。

2 この連合会は、第46条第1号から第7号までに掲げる勘定ごとに、毎事業年度、保険金の支払に不足を生ずる場合以外の場合であつて、当該勘定の不足金填補準備金を不足金の填補に充ててもなお不足金を生ずる場合には、当該勘定の特別積立金を当該不足金の填補に充てることのできるものとする。

3 この連合会は、総会の議決を経て、特別積立金を法第172条において準用する法第126条後段の費用並びに法第172条において準用する法第127条及び法第128条第1項の施設（損害防止のために必要な施設に限る。）をするのに必要な費用の支払に充てることができるものとする。

4 この連合会は、会員から、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第33条第1項の規定による交付金の請求があったときは、特別積立金を当該交付金の交付に充てるものとする。

（業務勘定の残金の繰延べ）

第53条 この連合会は、第46条第8号の勘定について残金が生じたときは、翌事業年度の業務の執行に要する経費に充てるため繰り延べるものとする。

（余裕金の運用）

第54条 この連合会の余裕金の運用は、次の方法によるものとする。

- (1) 総会において定めた金融機関への預貯金
- (2) 総会において定めた信託業務を営む金融機関又は信託会社への金銭信託
- (3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、一般担保付きの社債券、公社債投資信託の受益証券又は貸付信託の受益証券
- (4) 独立行政法人農林漁業信用基金への金銭の寄託

2 前項の規定による余裕金の運用は、同項各号の運用方法につき、それぞれ理事会において決定した額を限度として行うものとする。

## 第4章 雑 則

（拠出金の払戻し）

第55条 この連合会は、会員たる農業共済組合の組合員が脱退したときで、当該会員から当該組合員が納付した拠出金の払戻しに充てるために必要な額の資金を交付すべきことの申請があったときは、当該請求に係る額の資金を当該会員に交付する。

2 前項の申請書には、会員たる農業共済組合の組合員の拠出の詳細を記載した書類、その他必要な書類を添付しなければならない。

（拠出金払戻し準備金）

第56条 この連合会は、会員が農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成11年法律第69号）による廃止前の農業共済基金法（昭和27年法律第202号。以下「廃止前基金法」という。）第46条第1項の規定により徴収した拠出金の額と会員が農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和46年法律第79号）による改正前の廃止前基金法（以下「旧基金法」という。）第47条第1項及び第2項の規定により徴収した特別拠出金の額とを合計して得た額から会員が廃止前基金法第49条第1項から第3項までの規定により払い戻した拠出金に相当する金額と会員が旧基金法第49条第1項から第3項までの規定により払い戻した特別拠出金に相当する金額とを合計して得た額を差し引いて得た額（以下「拠出金払戻し対象額」という。）の100分の10に相当する金額に達するまで、毎事業年度、拠出金払戻し対象額の100分の1に相当する金額以上の金額を拠出金払戻し準備金として積み立てるものとする。



## 附 則

- 1 この定款は、昭和39年2月1日から施行する。
- 2 この定款第81条、第92条、第214条、第218条、第220条並びに第221条第4項及び第5項の規定は、昭和39年4月1日から適用するものとし、同年3月31日以前についてはなお改正前の定款（以下「旧定款」という。）第53条、第57条、第58条第1項及び第59条の規定の例によるものとする。
- 3 この定款第71条、第73条から第77条まで、第79条及び第80条の規定は、水稻及び蚕繭については昭和39年産のものから、麦については、昭和40年産のものから適用するものとし、昭和38年以前の年産の水稻、蚕繭並びに昭和39年以前の年産の麦についてはなお旧定款第10条、第11条第1号、第12条、第13条第1号、第16条、第17条及び第18条までの規定の例によるものとする。
- 4 この定款第215条から第217条まで、第219条、第221条第1項及び第2項、第222条並びに第223条の規定は、昭和39事業年度の決算及び決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理から適用するものとし、昭和38事業年度以前の決算及び決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理については、なお旧定款第54条から第56条の4まで規定の例によるものとする。
- 5 削 除
- 6 この定款の施行の際現に旧定款の規定によりこの連合会と会員との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に係る保険関係は、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係るこの定款（農作物共済の共済関係に係るものにあつては、第3項の規定によりその例によるものとされる旧定款第10条）の規定により保険関係としてこの連合会と会員との間に引き続き存するものとみなす。
- 7 この定款の施行の際現に存する保険料及び賦課金を徴収し、又は保険料の返還若しくは払戻しを受ける権利及び保険金の支払を受け、又はその返還を受ける権利の時効については、なお従前の例による。
- 8 この連合会は、昭和38事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧定款第56条（第4項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた法定積立金の金額のうち同条第1号に掲げる保険事業の区分に係る金額を総会の議決を経て同号の保険事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済に係る保険事業にあつては当該保険事業に係るものとされた当該配分に係る金額を総会の議決を経て更に共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額をこの定款第214条第1項第1号の勘定に係る不足金てん補準備金として、蚕繭共済に係る保険事業及び家畜共済に係る保険事業にあつてはそれぞれ当該保険事業に係るものとされた当該配分に係る金額を同項第2号及び第3号の勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てるものとする。
- 9 この連合会は、昭和38事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧定款第56条の2（第4項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた無事もどし積立金の金額のうち旧定款第56条第1号に掲げる保険事業の区分に係る金額を農作物共済に係るもの及び蚕繭共済に係るものごとに旧定款第58条第1項に規定する区分の方法の例により区分し、農作物共済に係る保険事業にあつては当該保険事業に係るものとされた当該区分に係る金額を総会の議決を経て共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額をこの定款第214条第1項第1号の勘定に係る無事もどし積立金として、蚕繭共済に係る保険事業にあつては、当該保険事業に係るものとされた当該区分に係る金額を同項第2号の勘定に係る無事もどし積立金として積み立てるものとする。
- 10 この連合会は、昭和38事業年度の決算に係る剰余金の処分又は不足金の処理の終了後直ちに、旧定款第56条の3（第4項の規定によりその規定の例によるものとされる場合を含む。）の規定により積み立てられた特別積立金の金額のうち旧定款第

56条第1号に掲げる保険事業の区分に係る金額を総会の議決を経て同号の保険事業の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、農作物共済に係る保険事業にあつては当該保険事業に係るものとされた当該配分に係る金額を総会の議決を経て更に共済目的の種類ごとに過去の収支の差額を基準として配分し、それぞれ当該共済目的の種類に係るものとされた当該配分に係る金額をこの定款第214条第1項第1号の勘定に係る特別積立金として、蚕繭共済に係る保険事業及び家畜共済に係る保険事業にあつては、それぞれ当該保険事業に係るものとされた当該配分に係る金額を同項第2号又は第3号の勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

#### 附 則

- 1 この定款の変更は、昭和42年4月1日から施行する。ただし、第216条の改正規定は、農林大臣の認可のあつた日から施行し、改正後の定款第216条第1項の規定は、昭和41年度の決算から適用するものとする。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する死廃病傷共済の共済関係に係る保険関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該死廃病傷共済の共済掛金期間の満了の時（その時までには当該死廃病傷共済の共済目的たる家畜が改正後の農業災害補償法第111条の5の包括共済関係に係る家畜共済に付されたときは、当該死廃病傷共済の共済目的たる家畜については、その包括共済関係に係る共済責任の始まる時）までは、なお従前の例による。
- 3 前項の死廃病傷共済の共済関係に係る保険関係が当該死廃病傷共済の共済目的たる家畜が前項の包括共済関係に係る家畜共済に付されたことにより消滅したときは、この連合会は、そのまだ経過しない期間に対する保険料を会員に払いもどすものとする。
- 4 前項の規定により払いもどす保険料は、新法の規定により払い込むべき保険料と相殺するものとする。
- 5 この定款の変更の施行の際現に存する生産共済の共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この定款の変更は、昭和43年6月1日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済及び農機具共済の共済関係及び建物共済に係る保険事業の保険関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該建物共済の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。
- 3 この定款の変更の施行の際現に変更前の定款の規定によりこの連合会と会員又は建物共済加入者若しくは農機具共済加入者との間に存するこの定款第3章第5節に規定する建物共済及び農機具共済に係る保険事業の保険関係又はこの定款第4章に規定する共済事業の共済関係以外の任意共済に係る保険事業の保険関係又は任意共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日以後も引き続き存するものとする。ただし、この連合会と当該建物共済加入者及び農機具共済加入者が協議して別段の定めをしたときは、この限りでない。
- 4 前項の規定によりこの連合会と会員又は建物共済加入者若しくは農機具共済加入者との間に存する更新任意共済の保険事業の保険金関係又は更新任意共済の共済関係に係る財務及び会計については、なお従前の例による。
- 5 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済及び農機具共済の共済関係に係る共済責任期間の満了の日の翌日に共済掛金の払い込みを受けた場合には、この定款第119条、第192条及び第203条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その払い込みを受けた日の午前零時から始まるものとする。
- 6 この定款変更施行の日から1年以内において、この連合会の農機具更新共済に付することができる農機具は、第164条第2号の規定にかかわらず、当該農機具につき別表第1号に定める当該機種に係る耐用年数の3分の1を経過しないものとする。

この場合において、農機具更新共済に付された農機具に係る共済責任期間は、別表第1号に掲げる農機具耐用年数のうち当該農機具の種類に係るものからすでに経過した年数を差し引いた年数の範囲内で別表第1号に掲げる期間によるものとする。

- 7 改正後の定款第81条第1項の規定は、昭和43事業年度（農業災害補償法（以下「法」という。）第85条の6第1項の共済事業を行う市町村にあつては、昭和43会計年度）における連合会無事もどし（法第132条において準用する法第102条の規定による払いもどしをいう。以下同じ。）の請求から適用する。

#### 附 則

- 1 この定款の変更は、農林大臣の認可のあつた日から施行する。ただし、付録第1は、昭和43事業年度の決算に係る剰余金の処分から適用する。
- 2 この定款の変更の際現にこの連合会が改正後の定款第224条第1項各号に掲げる方法以外の方法により運用している余裕金については、この連合会は当該方法につき定められている期限までは、同条同項の規定にかかわらず、引き続き当該方法により運用をすることができる。

#### 附 則

- 1 この定款の変更は、農林大臣の認可のあつた日から施行する。ただし農機具共済に係る変更については昭和45年6月1日から適用する。
- 2 改正後の定款第55条第1項の規定は、この定款の変更の施行の日の前日以後に到来する払込期限に係る延滞金の額の計算について適用し、同日前に到来した払込期限に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。
- 3 改正後の定款第164条、第175条、第195条、第207条、第211条、第212条、第213条及び別表第1号の規定は、この定款の変更の施行の日の翌日以後に開始する共済責任期間に係る農機具共済について適用するものとし、同日前に開始した共済責任期間に係る農機具共済については、なお改正前の定款第164条、第175条、第195条、第207条、第211条、第212条、第213条及び別表第1号の規定の例によるものとする。

#### 附 則

この定款の変更は、昭和46年2月1日から施行する。

#### 附 則

この定款の変更は、農林大臣の認可のあつた日から施行する。ただし、第151条第1項に係る変更については、昭和46年5月18日から適用する。

#### 附 則

- 1 この定款の変更は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第224条第1項第2号の改正に係る部分の規定は、昭和46年10月1日から適用する。
- 2 改正後の定款（以下「新定款」という。）第77条第2項の規定は、水稲については昭和47年産のものから適用するものとし、昭和46年以前の年産の水稲については、なお改正前の定款（以下「旧定款」という。）第77条第2項の規定の例による。
- 3 新定款第84条及び第90条の規定は、昭和47年産の蚕繭から適用し、昭和46年以前の年産の蚕繭については、なお旧定款第84条及び第90条の規定の例による。
- 4 この定款の変更の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する払込保険料については、なお従前の例による。
- 5 旧定款第227条第1項の規定により積み立てられたきよ出金払いもどし準備金は、新定款第226条の規定により積み立てられたきよ出金払いもどし準備金とみなす。
- 6 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和46年法律第79号）による改正前の農業共済基金法（昭和27年法律第202号）第47条第1項及び第

2項の規定により納付された特別きよ出金は、新定款第225条第1項の規定の適用については、農業共済基金法第46条第1項の規定により納付されたきよ出金とみなす。

附 則

- 1 この定款の変更は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、目次を削る部分の規定第7章を削る規定及び次頁の規定は、果樹保険臨時措置法（昭和42年法律第93号）の失効の時から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する時に現に存する変更前の定款第7章の規定に基づく果樹保険の保険契約に係る保険事業に関しては、同章の規定は、同項ただし書に規定する時後も、なおその効力を有する。

附 則

この定款の変更は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、改正後の第88条の規定は、昭和49年産の蚕繭から適用する。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款第88条の規定は、昭和52年産の蚕繭から適用するものとし、昭和51年以前の年産の蚕繭については、なお変更前の定款第88条の規定の例による。

附 則

- 1 この定款の変更は、昭和52年2月1日から施行する。ただし、第81条、第92条、第102条の11、第102条の13、第219条から第222条まで及び付録の改正に係る部分の規定は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 改正後の定款（以下「新定款」という。）第71条から第75条まで、第77条、第77条の2及び第79条の規定は、水稻については昭和52年産のものから、麦については昭和53年産のものから適用するものとし、昭和51年以前の年産の水稻及び昭和52年以前の年産の麦については、なお改正前の定款（以下「旧定款」という。）第71条から第75条まで、第77条及び第79条の規定の例による。
- 3 改正後の別表第2号については、昭和52年産の蚕繭から適用する。
- 4 この定款の変更の施行前の各事業年度に属する各事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、各会計年度）に係る各会員の法第102条の規定による払戻金は、当該各事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、当該各会計年度）の前各事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前各会計年度）において規則第24条第1項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、当該会計年度）において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額とみなす。

附 則

- 1 この定款の変更は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する保険金額及び保険金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

- 2 この定款の変更の施行前に開始し、この定款の変更の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する保険金額及び保険金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この定款の変更は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際、現に存する農機具の共済関係及び農機具共済に係る保険事業の保険関係については、この定款変更の施行の日の属する当該農機具共済の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この定款の変更は、昭和55年6月1日から施行する。  
ただし、別表第2号の変更規定は、昭和55年産の初秋蚕繭から適用する。
- 2 第133条第1項、第136条第1項及び第155条第1項に係る定款の変更の施行の際現に存する建物総合共済の共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この定款の変更は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第88条及び第91条の規定は、昭和56年産の蚕繭から適用するものとし、昭和55年以前の年産の蚕繭については、なお変更前の定款第88条及び第91条の規定の例による。
- 3 変更後の定款第52条、第102条の3、第102条の5、第102条の6、第102条の8、第102条の11から第102条の13まで、第217条、第218条、第221条及び第222条の規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお変更前の定款第52条、第102条の3、第102条の5、第102条の6、第102条の8、第102条の11から第102条の13まで、第217条、第218条、第221条及び第222条の規定の例による。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。ただし、第164条、第201条及び第213条に係る変更については、昭和57年7月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。ただし、変更後の建物共済に係る規定は、昭和58年11月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。ただし、別表第2号（第84条関係）に係る割合の変更は、初秋蚕繭から適用するものとし、春蚕繭については、なお変更前の規定の例による。

附 則

- 1 この定款の変更は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第199条、第201条、第211条及び第213条の規定は、昭和60年6月1日から適用し、この定款の変更の適用前に開始し、この定款の適用後になおその期間が残存している共済責任期間に係る農機具共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 別表第2号（第84条関係）に係る割合の変更は、初秋蚕繭から適用するものとし、

春蚕繭については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この定款の変更は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第96条の規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第102条の29の規定は、この定款の変更の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。ただし、別表第2号の変更は、昭和61年産の初秋蚕繭から適用するものとし、昭和61年産の春蚕繭については、なお従前の例による。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。ただし、別表第2号の変更は、平成元年産の初秋蚕繭から適用するものとし、平成元年産の春蚕繭については、なお従前の例による。
- 2 農機具共済に係る定款の変更は、平成元年7月1日から施行する。ただし、この定款の変更の施行の際、現に存する農機具共済の共済関係については、この定款の変更の日の属する当該農機具共済の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。ただし、変更後の建物共済に係る規定は、平成元年11月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の建物共済に係る第161条第1項の規定は、この定款の変更の施行の際、現に存する建物共済の共済関係については、この定款の変更の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則

（実施期日等）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。ただし、第199条第2項に関する規定は、平成4年7月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この定款の変更の施行の際、現に存する共済関係につ

いては、この定款の変更の日の属する当該共済責任期間（家畜共済に係る共済関係にあつては共済掛金期間）の満了の日までは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 農作物共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年産の水稻及び麦から適用するものとし、平成5年以前の年産の当該農作物については、なお従前の例による。
- 3 蚕繭共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年産の蚕繭から適用するものとし、平成5年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。
- 4 果樹共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年2月1日以後に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお従前の例による。
- 5 畑作物共済に係る変更後の定款の規定は、平成5年11月1日以後に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る農作物から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る当該農作物については、なお従前の例による。
- 6 園芸施設共済に係る変更後の定款の規定は、平成6年4月1日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成7年7月31日から適用する。ただし、平成7年7月31日前に共済責任期間が開始している建物共済については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成7年7月1日から適用する。ただし、変更後の定款の規定は、平成7年7月1日以後に共済責任期間の開始する農機具共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する農機具共済については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の定款の規定は、平成10年4月1日から適用する。  
ただし、第28条に係る改正後の規定は、平成10年5月26日から適用する。

附 則

- 1 変更後の定款の規定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に存する建物共済の共済関係については、変更後の規定によるものとする。ただし、この定款の変更の施行の際現に存する建物共済に

付されている臨時費用担保特約に係る共済関係については、この定款の変更の施行の日の属する当該共済関係の共済責任期間の満了の日までは、なお従前の例による。

附 則

（実施期日等）

- 1 この定款の変更は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第95条の規定は、平成12年4月1日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第102条の18、第102条の20及び第102条の25の規定は、平成13年産の蚕繭から適用するものとし、平成12年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。
- 4 変更後の第102条の29及び第102条の33の規定は、平成12年4月1日以降に共済責任期間の開始する園芸施設共済について適用し、同日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済については、なお従前の例による。
- 5 変更後の第55条の規定は平成12年4月1日以後に納付され、又は納入される延滞金について適用する。
- 6 変更後の第222条第7項の規定は、平成12年4月1日から適用し、同日前に申請のあつた場合は、なお従前の例による。
- 7 変更後の第224条第1項第5号及び第227条の規定は、改正法附則第3条第4項の認可により、農林漁業信用基金が農業共済基金の権利及び義務を承継した日から適用するものとし、同日前の余裕金の運用及び事務の受託については、なお従前の例による。
- 8 組合等の合併により農業共済事業を廃止した市町村営の連合会特別交付金請求に関する、第81条第3項、第102条の13第1項第1号、第102条の25第1項第1号及び第102条の36第1項第1号の規定は、なお従前の例による。

附 則

（実施時期）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の第49条、第50条、第51条、第61条は、平成13年4月1日から適用する。
- 3 変更後の第72条、第77条及び第80条の規定は、平成13年産の麦から適用するものとし、平成12年以前の年産の麦については、なお従前の例による。

附 則

（実施時期）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。
- 2 変更後の第126条の規定は、平成13事業年度から適用し、平成12事業年度以前については、なお従前の例による。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行し、この定款変更の施行以後において最初に就任する常務理事の任期については、定款第34条第1項の規定にかかわらず、平成16年5月25日までとする。

附 則

（実施期日）

この定款の変更は農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。ただし、第265条第1項第5号及び第268条の変更規定は、平成15年10月1日から施行する。



附 則

- 1 この定款の変更は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 変更後の農作物共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 変更後の家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用し、施行日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 4 変更後の収穫共済に係る規定は、平成17年産の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用し、平成16年以前の年産の果樹に係る収穫共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 5 変更後の畑作物共済に係る規定は、平成16年産（ばれいしよ及び蚕繭にあつては、平成17年産）から適用し、平成15年（ばれいしよ及び蚕繭にあつては、平成16年）以前の年産の農作物及び蚕繭に係る畑作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 6 変更後の園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 7 変更後の任意共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係から適用し、施行日前に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係については、なお従前の例による。

附 則

（実施期日）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則

（実施期日）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則

（実施期日）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則

（実施期日）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則

（実施期日）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日から施行する。

附 則

（実施期日）

この定款の変更は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（適用期日）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあつた日又は平成30年4月1日のいずれか遅い日から施行する。

（共済関係に関する経過措置）

- 2 変更後の農作物共済に係る規定は、平成31年産の農作物の共済関係から適用するものとし、平成30年産以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 3 変更後の家畜共済に係る規定は、平成31年1月1日以後に共済責任が始まる死亡廃用共済及び疾病傷害共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係については、平成30年12月31日の属する共済掛金期間の満了の時（その時まで当該共済関係に係る共済目的たる家畜が死亡廃用共済又は疾病傷害共済に付されたときは、当該家畜については、その共済責任が始まる時）までは、なお従前の例による。
- 4 変更後の果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る規定は、平成31年1月1日以後に共済責任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係については、なお従前の例による。

（役員に関する経過措置）

- 5 変更後の第30条第2項の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

（経理に関する経過措置）

- 6 変更後の第49条の規定は、平成34事業年度に係る不足金填補準備金の積立てから適用することとし、平成31事業年度から平成33事業年度に係る不足金填補準備金については、変更後の第46条第1号に掲げる勘定にあつては共済目的の種類ごと、同条第2号及び第5号から第7号までに掲げる勘定にあつては当該勘定ごと、同条第3号に掲げる勘定にあつては農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「旧規則」という。）第19条第5項第1号に規定する果樹共済再保険区分ごと、変更後の第46条第4号に掲げる勘定にあつては旧規則第19条第5項第2号に規定する畑作物共済再保険区分ごとに、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金の額の2分の1に相当する金額を積み立てるものとする。

平成30事業年度に係る不足金填補準備金の積立てについては、なお従前の例による。

- 7 変更後の第50条の規定は、平成34年事業年度に係る不足金填補準備金の保険金支払への充当から適用し、同事業年度前の事業年度に係る不足金填補準備金の保険金支払への充当については、なお従前の例による。
- 8 変更後の第51条及び第52条の規定は、平成34事業年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しから適用し、同事業年度前の事業年度に係る特別積立金の積立て及び取崩しについては、旧定款第51条第7項に係るものを除き、なお従前の例による。